

## 鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第20回／家裁第21回)

### 1 開催日時

平成25年11月21日(水) 午後1時30分から午後5時まで

### 2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員) 石井寛明(委員長), 植之原邦彦, 高長伯, 近藤久美子, 末永睦男,  
豎山博之, 富川正博, 原清一

(家裁委員) 有村青子, 池田浩明, 石井寛明(委員長), 上原大祐, 梶美紗, 東  
和沖, 藤田一知, 村田文也, 八島健

(五十音順)

(説明者) 中牟田刑事部総括裁判官, 西田刑事首席書記官

### 4 議事

自己紹介

議事

別紙のとおり

(○委員長, ■委員, ●説明者)

次回期日

平成26年5月22日(木) 午後1時30分から午後5時00分まで

次回テーマ

未定

(別紙)

**今回の地家裁委員会のテーマ「裁判員制度」についての質問・意見交換**

○ 今回の裁判員制度のテーマに入らせていただきます。まずは、広報用のDVDを見ていただこうと思います。次に、裁判員裁判の実施状況、現在の裁判員制度の課題や対処方法について裁判所から説明をし、その後、委員の皆様から御意見を伺い、意見交換を行いたいと思います。

●西田刑事首席書記官

「裁判員裁判～実施状況、裁判員制度の運用等に関するアンケート結果」について

●中牟田刑事部総括裁判官

「裁判員裁判～残された課題、対処方法」について

(以上、それぞれ概要を説明)

■A 裁判員から被告人への質問等をしやすいよう、裁判体で工夫している点はあるか。

● 裁判所からの補充尋問の前には休憩を取って、休憩時間に、質問したい事項がないか裁判員に確認したり、質問したいことを確認して、裁判体がその内容を整理する手助けをしたりしている。また、法廷での質問の際にも「うまく質問できなくてもいいですよ。裁判官からもフォローしますよ。」と言葉をかけて、負担感を軽減するような工夫をしている。

■B 今日、裁判所に入ってきて思ったが、日本も最近、治安が悪くなってきており、その割には裁判所は警備面でちょっと無防備なのではないかと感じた。

● 裁判を行うに当たっての警備については、必要な時は、関係機関から事前に情報が入って来るようにもなっているし、また、情報収集にも当たっており、対策は取っているのでも御安心いただきたい。

■C 地家裁委員会に出席させていただくに当たって、裁判員裁判を傍聴させていただいた。その際の弁護士の説明が分かりにくかった。

● 裁判所では、検察官及び弁護人から裁判員経験者にアンケートで聞いてほしい

事項があれば、それを取り入れた上で、裁判員や補充裁判員にアンケートをとらせていただいております。その結果について、法曹三者で意見交換をする機会も設けている。

- D 弁護人からすると、何が分かりにくかったのかが分からないと問題点の解決のしようがないという側面もあることから、弁護士会として問題点の把握に努め、できる限り分かりやすい説明ができるように取り組んでいる。また、弁護人は、検察庁のように組織で活動していないので、同じレベルを求められても難しい面があるが、弁護士会として、裁判員裁判に対応できる弁護士の養成をしているところである。
- E 傍聴させてもらった事件で、被害者の圧迫痕のある写真を裁判員や補充裁判員に見せるという場面があったが、その際には、裁判長が裁判員や補充裁判員に対して「これからお見せしますよ。」と予告をしていた。悲惨な状況の写真や映像等が証拠として出された場合の、裁判員の心理的ケアについての取組はどのような状況か。
- 公判前整理手続の段階で、写真を証拠に出したい場合、それが真に必要な証拠なのか、必要な場合であっても、イラストや白黒写真等で代替できないのかなどについて、法曹三者で十分に検討しているのが実情である。裁判員や補充裁判員に悲惨な状況の写真や映像等を証拠として示す場合には、選任の段階でそのような写真等が示されることを予め伝えたり、1時間に一度、休憩を取って次の審理ではそのような写真等が見せられるかもしれないなどと予め話したりしている。このように、普段から裁判員や補充裁判員とコミュニケーションをとっているが、特に悲惨な写真等を見た場合には、その直後の裁判員の様子に変化がないかどうかを注視し、裁判が終了した後も、専門家による相談窓口が設置されていることについて丁寧に説明している。私たち裁判官や職員も、心理学の専門家の方を講師に招き、裁判員の心理的ストレスに対する対応等について講義をしてもらうなどして、対処方法を学んでいる。

■ F 事実関係などが複雑な事件については、裁判員や補充裁判員が理解しやすいように、事案を整理した資料を裁判所から裁判員や補充裁判員に渡しているのか。予断排除との兼ね合いもあろうかとは思いますが、冒頭陳述などで検察官から事件のストーリーをある程度説明するなどした方が、裁判員や補充裁判員にとって事案を理解しやすいのではないだろうか。

● あくまでも法廷で見聞きしたことや証拠として提出されたものに基づいて判断してもらうので、裁判所から事案を整理した資料等は示していない。

○ 評議の際には、裁判員の意見は活発に出されているのか。また、特定の裁判員の意見に他の裁判員の考えが影響されるということはないのか。

● 評議の際に意見が活発に出されるかについては、その事件ごとのメンバーによって若干異なることがあるのが実情である。

ただ、評議の際には、裁判員全員に各人の意見等を同時に付箋紙に書いてもらい、それらの意見を項目ごとにホワイトボードに貼って整理する方法をとっている。そういった方法によって、裁判員からはいろいろな意見等が出され、それに基づいて評議を進めている。

また、全員に同時に意見を出してもらっているので、その段階で、例えば声の大きい人の意見が通りやすいとか、他の裁判員の意見に影響されるということはない。

■ A 守秘義務が裁判員の負担となっていることはないか。

● これは守秘義務に当たるから言ってはいけない、という面を強調した説明の仕方をするとう負担に感じられることがあるので、例えば、「法廷で見聞きしたことや、裁判員として経験された感想はお話しいただいてもいいですよ。」と、説明の仕方にも工夫をし、できるだけ負担感をもたれないようにしている。

また、裁判員経験者と法曹三者との意見交換会で、裁判員経験者の方から、例えば、勤務先で会社の情報とか取引先の実情とかを知ることがあるが、それを漏らさないことは社会人として守らないといけないルールなので、守秘義務もそれ

と同じであり、特に負担に感じることはないとの意見が述べられたのが印象に残っている。

- 予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。